

介護老人保健施設エルダービレッジ通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設エルダービレッジ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者または利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。
- 2 身元引受人も前項同様に通所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者または身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において要支援又は自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者または身元引受人が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続利が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月10日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対

して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は、利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

(要望または苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望または苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、または、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとしします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとしします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとしします。

附 則

この利用約款は、平成25年1月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、平成26年4月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、平成27年4月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、平成27年10月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、平成28年4月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、平成30年4月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、令和元年10月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、令和3年4月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、令和4年10月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、令和6年6月1日より施行する。

この利用約款は、一部修正し、令和6年8月1日より施行する。

<別紙1>

介護老人保健施設エルダービレッジのご案内 (令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設エルダービレッジ
- ・開設年月日 平成25年1月1日
- ・所在地 神戸市西区櫛谷町福谷882
- ・電話番号 078-996-1200 (FAX番号 078-996-2660)
- ・管理者名 佐藤 容一
- ・介護保険事業所番号 (介護老人保健施設; 2855280083号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーション等サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設エルダービレッジの運営方針]

① 人間尊重

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って介護保健施設サービスを提供します。そのために、心身の状態や家庭環境に合わせて、個別のサービス計画を立て、これを利用者及び身元引受人に分りやすく説明して、同意を得ます。

② 充実したケアサービス

介護保健施設サービス計画に基づいて、充実した看護、医学的管理下における介護及びリハビリテーションをいたします。具体的な内容は次頁(2. サービス内容)にあるとおりです。

③ 地域や家庭との結びつき

家庭的雰囲気のもとに看護、介護及び日常生活上のお世話等をしながら、市町村並びに地域の保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携を図ります。

また、在宅で自立した生活が送れるための一助として、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護や介護予防通所リハビリテーションを提供します。

(3) 施設の職員体制

- ・通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション含む)を区分して記載しました。
- ・(兼務) は入所サービスとの兼務者。

	人員		業 務 内 容
・施設長		(兼務可)	
・医 師	1人以上	(兼務可)	健康管理及び療養上の指導
・看護職員	1人以上		医師の指示による医療、サービス計画に基づく看護
・介護職員	7人以上		サービス計画に基づく介護
・支援相談員	1人以上	(兼務可)	相談援助サービス、市町村との連携、ボランティアの指導
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	2人以上		リハビリプログラムの作成、機能訓練の実施、指導 個別リハビリテーションの実施
・管理栄養士		(兼務可)	献立の作成、栄養指導
・事務職員		(兼務可)	事務全般、
・リスクマネジャー	1人以上	(兼務可)	リスクマネジメント

(4) 通所定員

1単位 20人として、2単位(計40人)実施。(介護予防通所リハビリテーションを含む)

2. サービス内容(通所リハビリテーションに関して)

- ① 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② リハビリテーションマネジメントサービス
- ③ 短期集中リハビリテーションサービス、個別リハビリテーションサービス
- ④ 口腔機能向上サービス
- ⑤ 栄養改善サービス
- ⑥ 食事 昼食 12時00分～13時00分
- ⑦ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護
- ⑩ 集団機能訓練(リハビリテーション、作業療法、レクリエーション)
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 特別な食事の提供
- ⑬ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただいています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 さとうクリニック
 - ・住 所 神戸市西区櫛谷町福谷 882

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・喫煙 喫煙は決められた場所に限りませう。
- ・火気の取り扱い 禁止します。
- ・設備・備品の利用 所定の場所で、丁寧に取り扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み 施設長の許可が要ります。そして利用者ご自身で管理していただきます。
- ・金銭・貴重品の管理 責任は負いかねますので、所持しないでください。
- ・ペットの持ち込み 持ち込んではいけません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災通報装置
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

当施設受付電話番号：078-996-1200

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。また、玄関ホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

尚、内容に応じて下記の機関へのご相談もご利用して頂くことが出来ます。

【外部の苦情相談窓口】

- ・神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）
電話 078-322-6242
受付 8:45～12:00 13:00～17:30（平日）
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）
電話 078-332-5617
受付 8:45～17:15（平日）
- ・神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）
電話 078-371-1221
受付 9:00～17:00（平日）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2-1>

通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族、身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までに
お支払いください。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引落の3方法があります。

<別紙2-2>

介護度	介護度 1			介護度 2			介護度 3		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供時間									
1時間以上2時間未満	394円	787円	1,180円	425円	849円	1,273円	458円	915円	1,372円
2時間以上3時間未満	409円	817円	1,225円	468円	936円	1,404円	531円	1,062円	1,593円
3時間以上4時間未満	518円	1,036円	1,554円	603円	1,205円	1,807円	686円	1,371円	2,057円
4時間以上5時間未満	590円	1,179円	1,769円	685円	1,369円	2,053円	779円	1,557円	2,335円
5時間以上6時間未満	663円	1,326円	1,989円	787円	1,574円	2,361円	909円	1,817円	2,725円
6時間以上7時間未満	763円	1,525円	2,287円	907円	1,813円	2,719円	1,046円	2,092円	3,138円
7時間以上8時間未満	813円	1,625円	2,437円	963円	1,925円	2,888円	1,115円	2,230円	3,345円

介護度	介護度 4			介護度 5		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供時間						
1時間以上2時間未満	489円	977円	1,465円	524円	1,047円	1,571円
2時間以上3時間未満	592円	1,184円	1,775円	653円	1,305円	1,957円
3時間以上4時間未満	792円	1,584円	2,376円	898円	1,795円	2,693円
4時間以上5時間未満	900円	1,800円	2,700円	1,021円	2,041円	3,061円
5時間以上6時間未満	1,053円	2,105円	3,157円	1,194円	2,388円	3,582円
6時間以上7時間未満	1,212円	2,424円	3,636円	1,376円	2,751円	4,126円
7時間以上8時間未満	1,296円	2,591円	3,886円	1,470円	2,940円	4,410円

(2)加算料金										
加算項目		1割負担	2割負担	3割負担	算定要件					
リハビリテーション マネジメント加算	11	597円	1,194円	1,791円	1月につき	同意日の属する月から6月以内	リハ会議			
	12	256円	512円	768円	1月につき	同意日の属する月から6月超	リハ会議			
	21	633円	1,265円	1,897円	1月につき	同意日の属する月から6月以内		(A)イに加えて厚生労働省に報告		
	22	291円	582円	873円	1月につき	同意日の属する月から6月超		(A)イに加えて厚生労働省に報告		
	31	846円	1,691円	2,536円	1月につき	同意日の属する月から6月以内				
	32	505円	1,009円	1,513円	1月につき	同意日の属する月から6月超				
	4	288円	576円	864円	1月につき				医師が説明し、同意を得る	
認知症短期集中リハ加算Ⅰ		256円	512円	768円	1日につき	利用開始日から3か月			週2日限度	
認知症短期集中リハ加算Ⅱ		2,047円	4,094円	6,141円	1月につき	1月に4回以上リハ実施			リハネ加算を算定	
短期集中個別リハ加算		118円	235円	352円	1日につき	退院日から3か月				
生活行為向上リハ加算		1,333円	2,665円	3,998円	1月につき	利用開始日の属する月から6月以内				
理学療法士等体制強化加算		32円	64円	96円	1日につき	1時間以上2時間未満				
リハビリテーション 提供体制加算		13円	26円	39円	1日につき	3時間以上4時間未満				
		17円	34円	51円	1日につき	4時間以上5時間未満				
		22円	43円	64円	1日につき	5時間以上6時間未満				
		26円	51円	77円	1日につき	6時間以上7時間未満				
		30円	60円	90円	1日につき	7時間以上				
栄養アセスメント加算		54円	107円	160円	1月につき	※印加算との併算定は不可				
栄養改善加算※		214円	427円	640円	1回につき	原則3月以内	月2回限度			
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ※		22円	43円	64円	1回につき	6月に1回を限度				
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		6円	11円	16円	1回につき	6月に1回を限度				
口腔機能向上加算Ⅰ※		160円	320円	480円	1日につき	原則3月以内	月2回限度			
口腔機能向上加算ⅡⅠ※		166円	331円	496円	1日につき	原則3月以内	月2回限度			
口腔機能向上加算ⅡⅡ※		171円	341円	512円	1日につき					
退院時共同指導加算		640円	1,280円	1,919円	1回につき	(退院時1回を限度)				

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件			
入浴介助加算(Ⅰ)	43円	86円	128円	1日につき			
入浴介助加算(Ⅱ)	64円	128円	192円	1日につき	入浴計画に基づく入浴介助	居宅訪問	
科学的介護推進体制加算	43円	86円	128円	1月につき			
重度療養管理加算	107円	214円	320円	1日につき	(要介護3・4・5 計画的継続的医学管理が必要な場合)		
若年性認知症受入加算	64円	128円	192円	1日につき			
中重度者ケア体制加算	22円	43円	64円	1日につき			
移行支援加算	13円	26円	39円	1日につき			
送迎減算	-51円	-101円	-151円	1回につき			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	47円	71円	1日につき	介護福祉士70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円	39円	58円	1日につき	介護福祉士50%以上		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円	13円	19円	1日につき	介護福祉士40%以上もしくは勤続7年以上 30%以上		
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)・・・1月につき 所定単位数の86/1000加算						
	(Ⅱ)・・・1月につき 所定単位数の83/1000加算						
	(Ⅲ)・・・1月につき 所定単位数の66/1000加算						
	(Ⅳ)・・・1月につき 所定単位数の53/1000加算						
感染症等対応加算	1回につき	所定単位数の3%加算					

《2》食費 日用品費

項目	金額						
食費	710円	1食につき					
日用品費	30円	1日につき					

《3》クラブ活動費(1回当たりの自己負担額)

クラブ活動名	金額						
音楽療法クラブ	330円	参加回数に応じて請求いたします					
水彩画クラブ	300円						
書道クラブ	300円						
俳句クラブ	250円						
喫茶代	100円	1杯につき					
作業療法クラブ(通常作業療法以外)	実費相当						
料理教室	実費相当						

《4》着替類他費(1回当たりの自己負担額)

着替類	金額						
衣類上(含シャツ)	300円	ご使用されたご利用者様からお支払頂きます					
衣類下(含ズボン下、靴下)	350円						
尿取りパット	30円						
シートタイプ	50円						
テープ止めタイプ	130円						
リハビリパンツタイプ	150円						

- ※1 リハビリテーションマネジメント加算（11）は、開始から1か月以内に自宅訪問を行い、開始月から6か月の間に月に1回以上リハビリ会議を開催しリハビリテーション計画の見直しをする。6か月を超えた場合3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し計画書の見直しをする。
- ※2 リハビリテーションマネジメント加算（21）は加算（11）に加えて、厚生労働省に報告する。
- ※3 リハビリテーションマネジメント加算（31）は加算（21）に加えて、口腔・栄養のアセスメントを行い情報の活用を行う
- ※4 リハビリテーションマネジメント加算（4）は加算11・21・31に加えて医師が説明を行う
- ※5 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰは、退院（所）日又は通所開始から起算して3か月以内で個別リハビリテーションを週2回実施する事。リハビリテーションマネジメント加算を算定している事。
- ※6 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱは、退院（所）日の翌日の属する月または開始時から起算して3か月以内で1か月以内に4回以上リハビリテーションを実施している事。リハビリテーションマネジメント加算を算定している事。認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・Ⅱいずれも短期集中個別リハ実施加算、生活行為向上リハ加算を算定している場合は算定不可
- ※7 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、退院（所）日または認定日から起算して3か月以内で個別リハビリを実施。リハビリテーションマネジメント加算を算定している事。認知症短期集中リハビリテーション実施加算・生活行為向上リハ加算を算定している場合は算定出来ない。
- ※8 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、活動と参加に焦点を当て、生活行為の内容の充実を図る目標を踏まえリハビリ計画書を予め定めてリハビリテーションを提供する。短期集中個別リハビリ加算を算定している場合は算定出来ない。生活行為向上リハビリ加算終了後、再度リハビリテーションを提供した場合、実施期間中にリハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6か月に限り、所定単位数から100分の15相当の単位を減算する。
- ※9 理学療法士等体制強化加算は、常勤かつ専従のPT、OT又はSTを2名以上配し、1時間以上2時間未満の短時間リハビリテーションについて算定。
- ※10 リハビリテーション提供体制加算は 常時通所リハビリテーション事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該通所リハビリテーション事業所の利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上であることリハビリテーションマネジメント加算が算定条件
- ※11 低栄養状態のリスクおよび解決すべき課題を把握した場合に栄養アセスメント加算を行う
- ※12 栄養改善加算は、低栄養の方の栄養改善を目的としてサービス提供、3ヶ月以内の期間に限り、1ヶ月に2回を限度として算定。ただし、3か月毎の評価の結果、状態が改善せず、引き続きサービスを行うことが必要と認められる場合は引き続き算定することができる
- ※13 利用開始時及び利用中6か月毎に利用者の栄養状態に関する情報を担当数する

介護支援専門員に提供した場合に加算。ただし、他の事業所で既に算定している場合であっては算定せず、栄養改善加算の算定に係るサービスを受けている間及びサービスが終了した日の属する月は算定しない

- ※14 口腔機能低下が認められる方に対してサービス提供、3ヶ月毎に評価し、1ヶ月に2回を限度として算定。
- ※15 入浴介助加算Ⅰは入浴介助を適切におこない、Ⅱは自宅へ訪問し入浴可能な状態を作るために理学療法士等が支援する
- ※16 科学的介護推進体制加算はADL値、栄養状態等を厚生労働省へ提出していること
- ※17 重度療養管理加算は、要介護度3・4・5に限って、厚生労働大臣が以下に定める状態にある利用者に計画的な医学管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合算定イ：常時頻回な喀痰吸引を実施している ロ：呼吸障害等により人口呼吸器を使用している ハ：中心静脈注射を実施している ニ：人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する ホ：重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している ヘ：膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している ト：経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている チ：褥瘡に対する治療を実施している リ：気管切開が行われている
- ※18 若年性認知症受入加算は、個別に担当者を定めその方の特性やニーズに応じたサービス提供し、利用日毎に算定。
- ※19 中重度者ケア体制加算は、通所リハビリテーションを行う時間帯に専ら通所リハビリテーション提供にあたる看護師を1名配置している事
- ※20 移行支援加算は、社会参加が維持でき他のサービス等に移行できるなどの質の高い事業所の体制を評価する。
- ※21 送迎減算は送迎を実施しない場合に1回につき減算
- ※22 退院時に医療機関での退院前カンファレンスに参加した場合（退院時1回）
- ※23 サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護福祉士が70%配置され勤続10年以上の介護福祉士が25%以上の時に算定 Ⅱは介護福祉士が50%配置されている時に算定 Ⅲは介護福祉士40%以上もしくは勤続年数が7年以上の者が30%以上配置されている時に算定
- ※24 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は、所定単位数にサービス別加算率（86/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅱ）は、所定単位数にサービス別加算率（83/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅲ）は、所定単位数にサービス別加算率（66/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅳ）は、所定単位数にサービス別加算率（53/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）1は、所定単位数にサービス別加算率（76/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）2は、所定単位数にサービス別加算率（73/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）3は、所定単位数にサービス別加算率（73/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）4は、所定単位数にサービス別加算率（70/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）5は、所定単位数にサービス別加算率（63/1000）を乗じた単位数を算定（Ⅴ）6は、所定単位数にサービス別加算率（60/1000）を乗じた単位数を算定
- ※25 感染症対応を行った場合に加算
- ※26 日用品費とは、オシボリ（2回/日）の費用であり、施設が用意するものをご利用頂く場合にはお支払い頂きます。

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設エルダービレッジでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設エルダービレッジ通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設エルダービレッジの通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

介護老人保健施設エルダービレッジ
管理者 佐藤 容一 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第10条2項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

令和6年8月1日施行